

入間市立上藤沢中学校いじめ防止基本方針

平成26年9月22日施行
令和2年6月1日改定

はじめに

いじめは、いじめを受けた児童生徒の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせるおそれのある絶対に許されない行為であり、いじめの中には犯罪行為として取り扱われるものもある。

本校のいじめ防止基本方針は、生徒の尊厳を保持する目的のもと、学校・地域住民・家庭その他の関係者が連携し、いじめの問題の克服に向けて取り組むよう、いじめ防止対策推進法第13条の規定に基づき、いじめの防止等のための対策を具体的に示すものである。

I いじめ問題に対する基本的な考え方

〈基本理念〉

- ・「いじめは絶対に許されない」「いじめは卑怯な行為である」「いじめはどの子供にも、どの学校でも起こりうる」ものであり、いじめは、全ての生徒に関係する問題であると認識する。
- ・全ての生徒が安心して学校生活を送り、様々な活動に取り組むことができるよう、いじめの防止等の対策は、学校の内外を問わず、いじめが行われなくなるようにすることを旨として行うものである。
- ・全ての生徒がいじめを行わず、いじめを認識しながら放置することがないよういじめがいじめられた生徒の心身に深刻な影響を及ぼす許されない行為であることについて、生徒が十分に理解できるようにする。
- ・いじめを受けた生徒の生命・心身を保護することが特に重要であることを認識しつつ、学校、地域住民、家庭その他の関係者の連携のもと、いじめ問題を克服することを目指して行う。

(1) いじめの定義

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している当該児童等と一定の人間関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

（いじめ防止対策推進法第2条より）

(2) いじめ防止のための基本姿勢

①人権尊重の精神を貫いた教育活動を展開していく。

「いじめは人間として絶対に許されない」という意識を生徒に徹底させる。

②生徒一人一人の自己有用感を高め、自尊感情を育む教育活動を推進する。

③いじめの早期発見のために、丁寧な生徒理解に努める。

④いじめを把握した場合は、対応チームを組織し、指導方針を共通理解した上で、迅速に対応していく。必要に応じて他機関との連携を図りながら解決に当たる。

⑤学校と家庭が協力して解決に当たる。

II いじめ問題に対する取組体制（いじめ防止推進委員会）

(1) 「いじめ防止推進委員会」

いじめ防止に関する措置を実効的に行うため、校長、教頭、主幹教諭、教務主任、生徒指導主任、教育相談主任、養護教諭、各学年主任によるいじめ防止推進委員会を設置する。委員会は必要に応じて開催する。必要に応じて、外部機関との連携を取る。

(2) 運営委員会、生徒指導部会、教育相談部会での情報交換

毎週、いじめに関する情報交換を行う。重大な問題については、「いじめ防止推進委員会」で検討する。

(3) いじめ対策委員会の役割と委員会において中心的な役割を果たす者

【未然防止】

- | | |
|------------------------|------------------|
| ○学校いじめ防止基本方針の策定 | → 校長・教頭 |
| ○いじめ問題に関する年間指導計画の作成・実行 | → 生徒指導主任 |
| ○いじめに関する校内研修計画・実施 | → 生徒指導主任
研修主任 |
| ○「いじめに関する授業」の計画、実施 | → 生徒指導主任
学年主任 |
| ○特に配慮が必要な生徒への支援 | → 生徒指導主任
学年主任 |
| ○学校評価による検証と基本方針の見直し | → 教頭・教務主任 |

【早期発見】

- | | |
|-------------------------|--------------------|
| ○いじめに係る情報収集・集約・情報の共有 | → 生徒指導主任
教育相談主任 |
| ○学校生活に関するアンケートの実施・集約・分析 | → 生徒指導主任
学年主任 |
| ○いじめチェックシート、保護者への配布 | → 教育相談主任 |
| ○SC、さわやか相談員との連携 | → 教育相談主任 |
| ○学校だより、保護者会を通じたの情報収集・共有 | → 学年主任 |

【早期対応】

- 速やかな対応策の検討、実施 → 生徒指導主任
- 加害の子どもに対する組織・継続的な観察、指導 → 生徒指導主任
学年主任
- 被害の子どもや保護者へのＳＣを利用するなどの心のケア → 学年主任
養護教諭
スクールカウンセラー

【重大事態への対処】

- 市教育委員会への報告と連携 → 校長・教頭
- 被害の子どもへの緊急避難措置の検討、実施 → 学年主任
- 加害の子どもへの懲戒や出席停止の検討 → 生徒指導主任
- 警察への相談・連絡、児童相談所等との連絡 → 教頭
- 緊急保護者会の開催検討、実施 → 校長・教頭
- 法第28条に基づく調査を実施するための教育委員会の附属機関との連携 → 校長・教頭

Ⅲ いじめの未然防止のための取組

〈基本方針〉

- ・生徒一人一人が認められ、お互いに相手を思いやれる雰囲気づくりを学校全体で取り組む。
- ・教育活動の中核となる『授業』において、授業規律を確立し、集中して授業を受けさせることは、生徒一人一人の学力向上につながるだけでなく、いじめ問題をはじめとした様々な生徒指導上の課題の解決につながると考え、分かる授業と授業規律の確立に努める。
- ・教師一人一人が分かりやすい授業を心がけ、生徒に基礎・基本の定着を図るとともに学習に対する達成感・成就感を育て、自己有用感を味わわせ自尊感情を育むことができるように努める。
- ・道徳科の授業では命の大切さについての指導を行う。また、「いじめは絶対に許されないことである」という認識を生徒が持つように、教育活動全体を通して指導する。
- ・見て見ぬふりをすることも「傍観者」として、いじめに加担していることと同じであることを理解させる。
- ・いじめは、「相手の人権を踏みにじる行為であり、決して許されるものではない。」ことを理解させ、子供たちが人の痛みを思いやることができるよう、人権教育の基盤である生命尊重の精神や人権感覚を育むとともに、人権意識の高揚を図る。

(1) 互いに認め合い、支え合い、助け合う集団づくりの取組

①望ましい学級集団づくり

※自他の個性が尊重されている

※集団の一員としてそれぞれが責任と役割を果たしている

※互いの良さを認め、それぞれが自分の良さを発揮し合えるような集団

②基本的生活習慣の確立

※自分の発言や行動に「責任と誇り」を持たせる生徒の育成

※社会のルールを守り、マナーを大切にする生徒の育成

③だれにでもわかる授業の実践

※ユニバーサルデザインの視点を取り入れた授業実践

④授業規律の確立

⑤学校行事や委員会活動の充実

※生徒の主体的な参加による活動を充実させ、お互いを認め合う仲間づくりと一人一人の自己肯定感を高めていく

(2) 命や人権を尊重し、豊かな心を育成するための取組

①道徳科の授業を要とした教育活動全体で取り組む道徳教育の実践

②全教育活動を通して取り組む人権教育の実践

③計画的な体験学習の実践（職場体験・ボランティア活動の推進）

④コミュニケーション能力の育成を重視した特別活動の実践

(3) 教職員の資質向上のための取組

①授業力向上のための校内研修の実施

②小中一貫教育の推進を図るとともに、教員の授業交流を実施する。

③生徒指導上の諸問題や特別な配慮を要する生徒に関する校内研修の実施

(4) 保護者や地域への働きかけ

①いじめ問題を内容とする道徳科の授業公開

②定期的な学校便りの発行

③PTAの各種会合や保護者会等の場面において、いじめの実態や指導方針等などの情報提供

IV いじめの早期発見のための取組

〈基本方針〉

- ・ いじめは、早期発見することが早期解決につながるとの考えから、教職員間で情報を共有し、学校・家庭・地域が連携し、情報収集して早期発見に努める。
- ・ 早期発見のためには、日頃から教職員と子供たち、保護者との信頼関係を構築することが基本である。
- ・ いじめは、潜在化しやすいことを大人が認識し、教職員や保護者が子供たちの小さな変化を敏感に察知し、いじめを見逃さない認知能力を向上させることが重要である。

(1) 日々の観察

- ①「いじめはどの学校でも、どの生徒にも起こりうるものである」という基本認識に全教職員が立つ。
- ②共に学び、共に喜び、いつも子供を支えていくという「支援・援助者としての教師」であることを担任教師が子どもたちに意識させることが、結果として教師に対する自発的な相談に返ってくる。

(2) 学校生活に関するアンケートの実施（学期に一回）

(3) いじめチェック表を活用して、いじめにあった時点から卒業まで見届ける。

(4) いじめチェックシートを保護者に配布し、家庭と連携して生徒を見守る。

(5) 教育相談体制の充実

- ①「教育相談週間」を学期ごとに設定する。
- ②相談室の利用について、生徒に広く周知する。
- ③保護者に対しては、日頃から連絡を密にし、気軽に相談のできる関係をつくる。
- ④家庭訪問や三者相談を行い、家庭との協力体制を構築する。
- ⑤埼玉県や入間市等の相談窓口については、広報する。

(6) 地域との連携

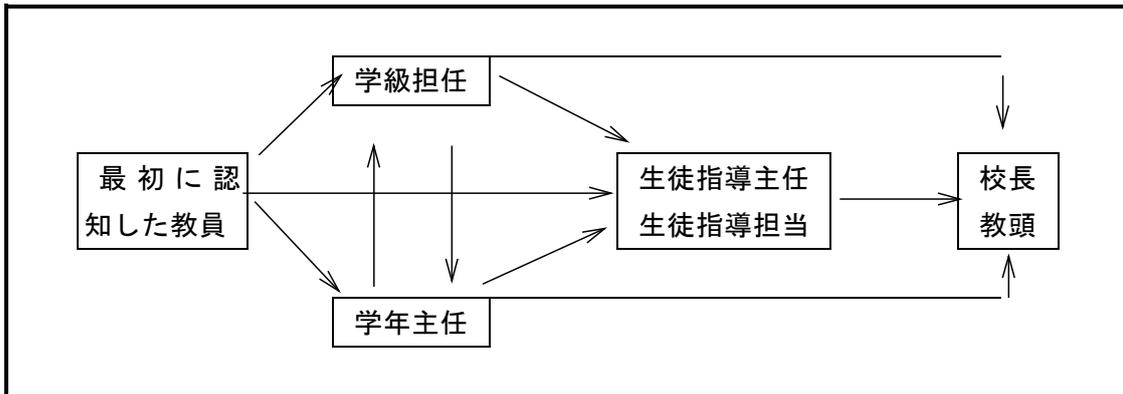
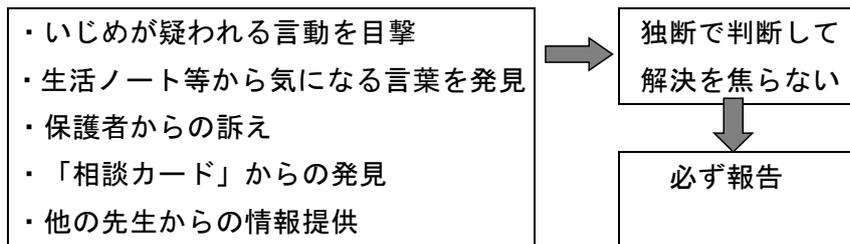
- ①区長会、学校評議員会、民生児童委員会、健全育成推進会等との連携を図り、情報収集に努める。

V いじめへの対応（いじめの発見から解決まで）

〈基本方針〉

- ・いじめを認知した場合は、特定の教職員で抱え込まず、速やかに組織で対応する。
- ・被害者の生徒を守り通すとともに、教育的配慮のもと、毅然とした態度で加害生徒を指導する。
- ・解決に当たっては、謝罪や責任を形式的に問うことに主眼を置くのではなく、保護者の協力のもと社会性の向上等、生徒の人格の成長に主眼を置いた指導を行う。
- ・必要に応じて、関係機関・専門機関と連携して対応にあたり、重大事案にあっては、学校は教育委員会と連携して対応する。

1 いじめの情報のキャッチ



2 対応チームの編成（いじめ防止推進委員会）

校長・教頭・主幹教諭・教務主任・生徒指導主任・教育相談主任・養護教諭・各学年主任
(事案に応じて柔軟に対応する)

3 対応方針の決定・役割分担

(1) 情報の整理

- ・いじめの態様、被害者、加害者、周囲の子どもの特徴の把握

(2) 対応方針

- ・緊急度の確認 「自殺」「不登校」「暴行」「脅迫」等の危険度の確認
- ・事情聴取や指導の際に留意すべきことを確認

(3) 役割分担

- ①被害者からの事情聴取と支援担当 ②加害者からの事情聴取と指導担当
- ③周囲の生徒と全体への指導担当 ④保護者への対応担当、関係諸機関への対応担当

4 事実の究明と支援・指導

(1) 事実の究明

いじめの状況、いじめのきっかけ等をじっくり聴き、事実に基づく指導を行えるようにする。
聴取は、被害者→周囲にいる生徒→加害者の順で行う。

事情聴取の際の留意事項

- いじめられている生徒や周囲の生徒からの事情聴取は、人目につかないような場所や時間帯に配慮して行う。
- 安心して話せるよう、その生徒が話しやすい人や場所などに配慮する。

- 情報に食い違いがないか、複数の教員で確認しながら聴取を進める。
- 情報提供者についての秘密を厳守し、報復などが起こらないように細心の注意を払う。
- 聴取を終えた後は、当該生徒を自宅まで送り届け、教師が保護者に直接説明する。

(2) いじめの被害者、加害者、周囲の生徒への支援・指導

①被害者（いじめられた生徒）への対応

- いかなる理由があっても、徹底していじめられた生徒の味方になる。
- いじめを受けた悔しさやつらさにじっくり耳を傾け、共感しながら事実を聞いていく。
- 絶対に守るという学校の意思を伝え、心のケアと併せて登下校や休み時間、清掃時等における安全確保に努める。
- 自己肯定感の喪失を食い止めるよう、生徒のよさや優れているところを認め励ましていく。
- 生徒の表面的な変化から解決したと判断せず、自信回復に向けて支援を継続する。

②加害者（いじめた生徒）への対応

- いじめを行った背景を理解しつつ、行った行為については毅然と指導する。
- 被害者の辛さに気づかせ、いじめを完全に止めさせる。
- 被害者への謝罪の気持ちを醸成させる。
- いじめは決して許されない行為であることをわからせ、責任転嫁等を許さない。
- いじめに至った自分の心情やグループ内等での立場を振り返らせるなどしながら、今後の行動について考えさせる。
- いじめは心の危機のサインと受け止め、学級内で、役割、活動、発言等の場を与えながら、認め、成就感を持たせていく。

③観衆、傍観者への対応

- はやしたてることは、いじめ行為と同じであることを理解させる。被害者の気持ちになって考えさせ、いじめの加害者と同様の立場にあることに気づかせる。
- いじめは他人事でないことを理解させる。いじめを知らせる勇気を持たせる。傍観は、いじめ行為への加担と同じであることを気づかせる。
- いじめは絶対に許されない行為であるといった断固たる教師の姿勢を示す。
- 特別活動を通して、好ましい人間関係を築くとともに、学級集団の連帯感を育てる。

5 保護者との連携

(1) 被害者の保護者に対して

- ①速やかに家庭訪問をし、丁寧に状況を説明するとともに、学校として徹底してお子さんを守り、支援していくこと伝え、学校の取組方針を具体的に示し、誠実に対応する。
- ②保護者の気持ちを受容し、対応策について協議する。
- ③定期的に面談、家庭訪問を行って、誠意を尽くした対話をする。
- ④生徒の様子の変化等については、緊密に連絡を取り合っていく。

(2) 加害者の保護者に対して

- ①速やかに家庭訪問をし、いじめの事実を知らせ、本人にも再確認する。併せて、学校としての取組方針を伝え、協力を求める。

- ②いじめの加害状況の共通認識と今後の対応への協力を得る。被害者への謝罪を促す。
- ③いじめ行為は許されるものではないという毅然とした姿勢を維持する。
- ④家庭教育の在り方について、保護者と一緒に考え、具体的に助言する。

6 関係機関との連携

※いじめの発見状況の報告 対応方針・対応方法についての相談	市教育委員会
※いじめによる暴行、傷害事件、恐喝等の刑事事件が発生している	児童相談所 警察署
※いじめられた生徒が外傷を負っている	医療機関
※いじめられた子供、いじめた子供の心のケアが必要である	児童相談所 市こども支援課

重大事態が発生した場合

いじめ防止対策推進法第28条に定める重大事態が生じたとき、校長が直ちに教育委員会へ連絡報告し、指示を仰ぐ。

市教育委員会または学校が中心となって、調査を行い、保護者に調査結果を報告する。

【重大事態の定義】法28条

学校の設置者又はその設置する学校は、次に掲げる場合には、その事態に対処し、及び当該重大事態と同種の事態の発生の防止に資するため、速やかに、当該学校の設置者又はその設置する学校の下に組織を設け、質問票の使用とその他の適切な方法により当該重大事態に係る事実関係を明確にするための調査を行うものとする。

- 一 いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。
- 二 いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。

VI ネットいじめに対する指導と対応

〈基本方針〉

携帯電話（スマートフォン）等を子供が使用することは、弊害や危険性が指摘されているが、学校での情報モラル教育だけでは問題解決が困難である。

しかしながら、保護者の責任において、多くの生徒が携帯電話（スマートフォン）等を所持している現状があり、保護者に対する情報モラルの指導、携帯電話等の使用についての啓発活動が、高度な情報化社会にあっては不可欠であり、喫緊の課題としてとらえる。

(1) ネットいじめとは

パソコンや携帯電話・スマートフォン等を利用して、特定の生徒の悪口や誹謗中傷等をインターネット上に掲示板に書き込んだり、メールや画像を送ったり、また、仲間はずれなどの方法によりいじめを行うもの

- ①メールによるいじめ
- ②ブログ・プロフによるいじめ
- ③チェーンメールによるいじめ
- ④学校裏サイトによるいじめ
- ⑤LINE やツイッター等、SNS によるいじめ
- ⑥動画共有サイトによるいじめ など

(2) 保護者に対して以下の内容の啓発を行う。

- ①多くのリスクを考えた場合、携帯電話等を持たせた場合、保護者として子供を指導し、トラブルに対して責任が持てるのかを十分に検討すべきである。
- ②子供たちのパソコンや携帯電話等を管理するのは、保護者である。
- ③危険回避のためには、フィルタリングだけでは不十分であり、各家庭で子供たちを危険から守るための指導ルールづくりが大切である。
- ④インターネットへアクセスすることは、「トラブルの入り口に立っている」という認識、知らぬまに利用者の個人情報を流出させてしまうなどの様々なトラブルがあることを認識する。
- ⑤SNS を通じての誘拐事件や、ゲーム障害、児童ポルノ法に抵触するトラブルについて認識する。

(3) インターネットの特殊性を踏まえた情報モラル教育の実施

- ①発信した情報は、多くの人に広まり、一度流した情報は、簡単には回収ができないこと。
- ②匿名であっても書き込みをした人は特定できること。
- ③違法情報や有害情報が含まれていること。
- ④書き込みが原因で、思わぬトラブルを招き、被害者の自殺や障害などの他の犯罪につながる可能性があること。
- ⑤世の中を便利にするためのツールを正しく使える力が求められていること。

Ⅶ いじめ防止のための年間指導計画

月	職員会議等	いじめ防止推進委員会	具体的な取組	
			未然防止	早期発見
4	年度当初職員会議 職員会議	第1回委員会	学級開き (人間関係づくりスキル)	学年保護者会 部活動保護者会
5	運営委員会 職員会議・学年会 生徒指導部会 教育相談部会	第2回委員会		二者・三者相談 家庭訪問
6	運営委員会 職員会議・学年会 生徒指導部会 教育相談部会			小中連絡会 民生児童委員さんとの懇談会
7	運営委員会 職員会議・学年会 生徒指導部会 教育相談部会	第3回委員会 集計・分析 ←	いじめ防止強化週間 情報モラル教室	学年保護者会 学校評価アンケート いじめアンケート
8	職員研修			3年三者相談
9	運営委員会 職員会議・学年会 生徒指導部会 教育相談部会			
10	運営委員会 職員会議・学年会 生徒指導部会 教育相談部会			3年保護者会
11	運営委員会 職員会議・学年会 生徒指導部会 教育相談部会	第4回委員会 集計・分析 ←		いじめアンケート 三者相談
12	運営委員会 職員会議・学年会 生徒指導部会 教育相談部会	第5回委員会 集計・分析 ←	いじめ防止強化週間	学校評価アンケート
1	運営委員会 職員会議・学年会 生徒指導部会 教育相談部会	集計・分析 ←		小中連絡会 学校評価アンケート
2	運営委員会 職員会議・学年会 生徒指導部会 教育相談部会			
3	運営委員会 職員会議・学年会 生徒指導部会 教育相談部会	第6回委員会	いじめ防止強化週間	1, 2年保護者会